

証券投資信託約款変更のお知らせ

このたび、追加型証券投資信託「東京海上セレクト世界株式ファンド(愛称:プレミアムワールド)」(以下「当ファンド」といいます。)につきまして、投資信託約款の変更を予定しております。これに伴い、平成 28 年3月 16 日に書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を実施いたします。

1. 変更の内容

当ファンドの信託期間を「平成 39 年 11 月 15 日まで」から「平成 33 年5月 14 日まで」に変更するものです。

2. 変更理由

当ファンドの残高が減少しており、繰上げ償還が可能な状況ではありますが、投資期間の短い受益者やNISA口座を通じて取得された受益者がおられること等に鑑みて、信託期間を「平成 39 年 11 月 15 日まで」から「平成 33 年5月 14 日まで」に変更します。

3. 書面決議の方法

平成 28 年2月 17 日現在における当ファンドの受益者の皆様に対して、議決権行使書面を送付いたしますので、議決権を行使される場合は、賛成または反対される旨をご記入いただき、平成 28 年3月 15 日までに、当社宛てに書面をご返送ください。なお、議決権を行使されない場合は、本決議に賛成したものとみなします。

本決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。この場合、予定通り約款変更を行い、平成 28 年4月 12 日から適用いたします。

* 当ファンドは、受益者が解約請求によるお申込みを行ったときは、当社が信託契約の一部の解約をすることによりお申込みに応じ、公正な価格により解約代金が支払われるため、当ファンドの約款の規定に基づき、本決議に反対された受益者が受託会社に対して買取請求を行うことはできません。

以上

平成 28 年2月 17 日
東京都千代田区丸の内一丁目3番1号
東京海上アセットマネジメント株式会社